

第二十四回国会 大蔵委員会議録 第九号

(一六一)

昭和三十一年二月二十一日(火曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長代理 理事春日 一幸君

理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君

理事小山 長規君 理事高見 三郎君

理事藤枝 泉介君 理事石村 英雄君

淺香 忠雄君 大平 正芳君

奥村又十郎君 加藤 高藏君

川島正次郎君 竹内 俊吉君

中山 榮一君 古川 丈吉君

保利 茂君 坊 秀男君

山村新治郎君 井上 良二君

木原津與志君 竹谷源太郎君

田万 廣文君 利秋君

石野 久男君

出席庶務大臣 大蔵大臣 一萬田尚登君

出席政府委員

総理府事務官(自 治厅税務部長) 田原春次君紹介(第七〇九号)

大蔵政務次官(主計局長) 同(小枝一雄君紹介)(第七三九号)

大蔵事務官(主税局長) 渡邊喜久造君

大蔵事務官(理財局長) 河野 通一君

大蔵事務官(銀行局長) 東條 猛猪君

委員外の出席者 専門員 植木 文也君

大蔵省関係法令の整理に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出
第三号)(参議院送付)在外公館等借入金の返済の準備に関する法律
案(内閣提出第八号)
賠償等特殊債務処理特別会計法案
所得税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一三号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)
 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)
 特定物資納付金処理特別会計法案(内閣提出第六〇号)
 食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律案(内閣提出第六一号)
 (内閣提出第六〇号)
 (内閣提出第一九号)
 (内閣提出第一八号)
 関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)
 関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)
 (内閣提出第一九号)
 昭和二十八年度、昭和二十九年度及び昭和三十年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)
 漁船再保険特別会計における給与保險の再保險事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出第三七号)
 补助金等の臨時特別等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)
 関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)
 租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)
 大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)
 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)
 在外公館等借入金の返済の準備に関する法律を廃止する法律案(内閣提出第四二号)
 余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三号)
 国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定

に関する法律案(内閣提出第四九号)
 特定物資納付金処理特別会計法案(内閣提出第六〇号)
 食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律案(内閣提出第六一号)
 ○春日委員長代理 これより会議を開きます。
 本日は委員長に差しつかえがありますので、不肖が委員長の職務を行います。
 この際御報告をいたします。当委員会において予審査中であります大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案及び在外公館等借入金の返済の準備に関する法律を廃止する法律案の両法律案につきましては、去る十七日参議院において可決され、同日本院に送付された当委員会に付託となりましたので、御報告いたします。

さておきます。
 次に去る十七日当委員会に審査を付託されました特定物資納付金処理特別会計法案及び附屬諸費の支出額と第十二条第一項の規定による歳出金の翌年度への繰越額との合計額を控除した残額に相当する金額を限り、予算で定めるところにより、産業投資特別会計に繰り入れるものとする。
 ます政府側より提案理由の説明を聽取いたします。大蔵政務次官山手満男君。

特定物資納付金処理特別会計法案(内閣提出第一三号)
 特定物資納付金処理特別会計法(内閣提出第一四号)
 第五条 通商産業大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第六条 この会計の歳入歳出予算是、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第七条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第五条に規定する歳入歳出予定計算書を添付しなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作成)

第八条 通商産業大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決定計算書とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

3

この法律は、特定物資輸入臨時措置法の施行の日から施行し、昭和三十一年度分の予算から適用する。

2

この法律は、特定物資輸入臨時措置法による寄附金は、第三条の規定の適用については、特定

物資納付金とみなす。

三 産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及び米国対日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金」を、「米

国対日援助見返資金特別会計からの承継資産から生ずる収入金及び特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」に改める。

第三条中「及び緊要物資輸入基金特別会計等を廃止する法律(昭和二十九年法律第六号)附則第五項及び第十一項の規定によりこ

れで、この会計において、支払用部に預託することができる。

第十一条 この会計において、支払現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。(支出来済額の繰越)

第十二条 この会計において、支払義務を生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

の会計に帰属した現金を、緊要物資輸入基金特別会計法等を廃止する法律(昭和二十九年法律第六号)附則第五項及び第十一項の規定によりこの会計に帰属した現金並びに第四条に規定する特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」に改める。

四 第四条中「特別減税国債の発行による収入金」の下に「特定物資納付金処理特別会計からの繰入金」を加える。

五 第七条第一項第五号及び第六号中「輸出保険特別会計」の下に「特定物資納付金処理特別会計」を加える。

六 第八条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

七 第十五条 特定物資納付金処理特別会計について申し上げます。

八 第八条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

九 第十五条 特定物資納付金処理特別会計について申し上げます。

十 第八条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十一 第十五条 特定物資納付金処理特別会計について申し上げます。

十二 第八条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十三 第十五条 特定物資納付金処理特別会計について申し上げます。

十四 第八条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 第十五条 特定物資納付金処理特別会計について申し上げます。

十六 第八条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十七 第十五条 特定物資納付金処理特別会計について申し上げます。

十八 第八条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十九 第十五条 特定物資納付金処理特別会計について申し上げます。

二十 第八条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

二十一 第十五条 特定物資納付金処理特別会計について申し上げます。

二十二 第八条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

二十三 第十五条 特定物資納付金処理特別会計について申し上げます。

二十四 第八条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

○山手政府委員 ただいま議題となりました特定物資納付金処理特別会計法案外一法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。今回政府は、バナナ、パイナップルカン詰等その輸入が制限されるため、この会計の予算及び決算等の作成並びにその手続等に関し、特別会計の運営上必要な事項を規定いたしてある。本則中第一項の項番号及び第二項を削る。

この法律は、公布の日から施行する。附則

この法律に帰属した現金を、緊要物資輸入基金特別会計への繰り入れの方につきましては、毎会計年度の歳入の収納済み額から事務取扱い費及び付属諸費の支出済み額等を控除した金額を限度として、予算で定めることとし、その歳出としております。またこの会計から産業投資特別会計への繰り入れの方につきましては、毎会計年度の歳入の収納済み額から事務取扱い費及び付属諸費の支出済み額等を控除した金額を限度として、予算で定めるところにより、随時繰り入れることとし、その他この会計の予算及び決算等の作成並びにその手続等に関し、特別会計の運営上必要な事項を規定いたしてあるのであります。

次に、食糧管理特別会計の昭和三十一年度における損失をうめるための措置に関する法律案について申し上げます。

食糧管理特別会計の昭和三十一年度当初予算におきましては、この会計の昭和三十一年度末における損失を昭和二十一年度から生ずる繰り越し損失を含め、約百億円と見込んでいたのであります

が、その後において、内地産米で約百

八十八億円余、内地産麦で約十億円及

び米の集荷数量の増加等に伴いまし

て、三十億円余、合計約二百二十八億

円の損失が増加することが見込まれることとなつたのであります。一方利益

についてみると、外国食糧の売却益

約五十三億円余及び雑収入その他による

利益約十七億円、合計約百六十二億円の

利益の増加が見込まれることとなり、

差引当初見込みに比べ六十六億円余損

失が増加し、昭和三十年度末におきましては約百六十七億円の損失が生ずるものと予想されるのであります。

この百六十七億円の損失のうち、百億円は、昭和二十六年度において一般会計から繰り入れましたインベントリー、ファイナンス百億円に見合いまして、今後この百億円に相当する金額につきましては、「一般会計に繰り戻さなくてよいこと」とし、また、七十億円につきましては、「一般会計から食糧管理特別会計に繰り入れることとしてこの会計の損失を補てんし、もつてこの会計の今後の健全な運営に資しようとするものであります。

以上特定物資納付金処理特別会計法案外一法律案についてその提案理由を申し上げました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願いを申し上げます。

○春日委員長代理 これにて提案理由の説明は終りました。引き続き両法律案及び所得税法の一部を改正する法律案外十五法律案を一括議題として質疑を許します。

○井上委員 議事進行について。ただいま山手政務次官から食糧管理特別会計関係の法案が提案されてきましたが、一休政府は、本法案を今ごろ何ゆえに本委員会に出されたのです。それに関係する予算は成立してしまったではないか、こんなばかな話はあるものではない、何をしている。あなたの説明を求めます。

○山手政府委員 予算を提出いたしておりましたこと、御承知の通りであります。その前に当然出すべきでございまして、用意をいたしておりました

が、いろいろ法案も輻湊いたし、御審議を願うのが今日に至りまして、多少おくれたこと申しわけないと思つております。

○井上委員 かねて政府の法案提出に対する、国会としてはその促進を常に要求してきました。特に予算関係の法案は、予算の成立以前に提出することを内閣官房長官を通して強く政府当局に要求してあります。それが大蔵省には通じておりませんか。通じてないとすれば、本日議運において官房長官を呼んで、その責任を追及したいと思うが、通じてないのですか。どういうわけかようなことが——ただいま御説明願つた三十年度における損失を措置するための法律案については、この内容は予算委員会でも相当問題になつて議論されてきておるのである。それを、一体どういうわけで今ごろまで提案がおくれたのですか。おくれた理由は何ですか。

○春日委員長代理 その説明は終りました。引き続き両法律案及び所得税法の一部を改正する法律案外十五法律案を二括議題として質疑を許します。

○井上委員 議事進行について。ただいま官房長官からは、予算に関係する法律案につきましては、できるだけ早く出されようなどいふことで、いろいろたくさんございませんのですが、大蔵省においても鋭意準備をいたして参つております。この法案も、日には忘れまし

たけれども、先般国会の方に提出をいたしておったわけをごさいますが、直接いろいろ法案が錯綜をいたし、すでに予算案が成立した後に、予算に関係のある重大なものを出すという不手ぎました通り、この法案に關係のあります予算案が成立した後には、予算に關係のある重大的なものが出するといふ手ぎわはありませんよ。こんなべらぼうなことはないです。(二二、三日前に出ているよ」と呼ぶるあり)かりに一二、三日前に出ていたとしておきますが、本当に委員会の開会を要求して、法案の審議を前に出しているなら、政府は直ちに委員会の開会を要求して、法案の審議を

約二十もの法案が、この委員会にかかるなどの関係もありまして、直接御審議をわざわざすることが非常におりません。そのため、御審議をわざわざすることと思いまして、遺憾に思つております。

○井上委員 ただいま三十一年度予算

案を審議中でございますが、本予算に関係のありますところの法案は、全部出せる見込みですか、それともおくれるんですか、その点はどうですか。

○山手政府委員 先ほど申し上げましたように、官房長官から、できるだけ早く出すようという督促もござります。

○山手政府委員 この法案は、先ほども、大部分のものは、一兩日うちに全部この国会に提出をする段取りでございます。この法案は、だいぶ前に出でると思っておつたのですが、法案がこの委員会に輻湊をいたしまして、御審議を直接願うことがおくれます。この法案は、だいぶ前に明瞭つた三十年度における損失を措置するための法律案については、この内容が、この委員会に輻湊をいたしまして、御審議を直接願うことがおくれます。この法案は、だいぶ前に明瞭つた三十年度における損失を措置するための法律案については、この内容が、この委員会に輻湊をいたしまして、御審議を直接願うことがおくれます。

○井上委員 幸いに与党は出席數がきわめて少いですから、ただいまこの法案審議拒否の動議を出して、採決に訴えられるかもわかりませんが……。

〔委員長、委員長」と呼ぶ者あり〕

○春日委員長代理 発言は許しません。

○井上委員 すでにただいま申し上げ

るようにといふことで、いろいろたくさんございましたが、大蔵省においても鋭意準備をいたして参つております。

○井上委員 まだいま申し上げた通り、この法案に關係のあります予算案が成立した後に、予算に關係のある重大なものが出するといふ手ぎわはありませんよ。こんなべらぼうなことはないです。(二二、三日前に出ているよ」と呼ぶるあり)かりに一二、三日前に出ていたとしておきますが、本当に委員会の開会を要求して、法案の審議を

困つちやうでしょう。採決しましようか。

○春日委員長代理 ただいまの井上委員の発言はきわめて重要な件でありますから、この問題につきまして、政府当局からさらに重ねて責任ある御答弁を願います。

○山手政府委員 先ほど申し上げましたように、官房長官から、できるだけ早く出すようという督促もござります。

○山手政府委員 この法案は、先ほどから申し上げておりますように、予算の通過前に出して御審議を願うように段取りをしておつたのでござります。この法案は、だいぶ前に明瞭つた三十年度における損失を措置するための法律案については、この内容が、この委員会に輻湊をいたしまして、御審議を直接願うことがおくれます。この法案は、だいぶ前に明瞭つた三十年度における損失を措置するための法律案については、この内容が、この委員会に輻湊をいたしまして、御審議を直接願うことがおくれます。

○井上委員 もう一ぺん私はつきり言っておきますが、もし本委員会でこれが否決された場合には、予算措置は非常に遺憾でございますが、事実は非常に明瞭でございますので、何とぞ御了承を願します。

○井上委員 もう一ぺん私はつきり言っておきますが、もし本委員会でこれが否決された場合には、予算措置は一体政府はどうするんですか。

○山手政府委員 否決などといふことのないよう、御審議をお願いいたしました通り、この法案に關係のあります予算案が成立した後に、予算に關係のある重大なものが出するといふ手ぎわはありませんよ。こんなべらぼうなことはないです。(二二、三日前に出ているよ」と呼ぶるあり)かりに一二、三日前に出ていたとしておきますが、本当に委員会の開会を要求して、法案の審議を

して、通過いたしますように私からもお願ひをいたします。

○井上委員 政府みずからそのことを知っておりますが、予算案よりも法案を先に審議しなければ、予算案が成立したって予算の執行はできませぬ。もしこの法案が本委員会で否決されることは、これは問題ですよ。そういうことを知っていますながら、予算案の成立した後に出すということはもってのほかである。われわれはこの法案をこのまま――政府が責任を感じて、委員長あるいは皆さん方に直接内閣申し上げましたように、この委員会に法案が輻湊をいたしました。この委員会が審議をやるなどということは、そう心やすくはできない。与党の方で委員もたくさん出てきて、多数の上にあぐらをかいて強引に押し切ろうというならまた別です。それも今はでございません。この間、政府に重大な警告を發しまして、今後再びかようないと思います。

○井上委員 もう一ぺん私はつきり言っておきますが、もし本委員会でこれが否決された場合には、予算措置は非常に遺憾でございますが、事実は非常に明瞭でございますので、何とぞ御了承を願います。

○井上委員 もう一ぺん私はつきり言っておきますが、もし本委員会でこれが否決された場合には、予算措置は一体政府はどうするんですか。

○山手政府委員 否決などといふことのないよう、御審議をお願いいたしました通り、この法案に關係のあります予算案が成立した後に、予算に關係のある重大なものが出するといふ手ぎわはありませんよ。こんなべらぼうなことはないです。(二二、三日前に出ているよ」と呼ぶるあり)かりに一二、三日前に出ていたとしておきますが、本当に委員会の開会を要求して、法案の審議を

して、通過いたしますように私からもお願ひをいたします。

○井上委員 政府みずからそのことを知っていますが、予算案よりも法案を先に審議しなければ、予算案が成立したって予算の執行はできませぬ。もしこの法案が本委員会で否決されることは、これは問題ですよ。そういうことを知っていますながら、予算案の成立した後に出すということはもってのほかである。われわれはこの法案をこのまま――政府が責任を感じて、委員長あるいは皆さん方に直接内閣申し上げましたように、この委員会に法案が輻湊をいたしました。この委員会が審議をやるなどということは、そう心やすくはできない。与党の方で委員もたくさん出てきて、多数の上にあぐらをかいて強引に押し切ろうというならまた別です。それも今はでございません。この間、政府に重大な警告を發しまして、今後再びかようないと思います。

○井上委員 もう一ぺん私はつきり言っておきますが、もし本委員会でこれが否決された場合には、予算措置は非常に遺憾でございますが、事実は非常に明瞭でございますので、何とぞ御了承を願います。

○井上委員 もう一ぺん私はつきり言っておきますが、もし本委員会でこれが否決された場合には、予算措置は一体政府はどうするんですか。

○山手政府委員 否決などといふことのないよう、御審議をお願いいたしました通り、この法案に關係のあります予算案が成立した後に、予算に關係のある重大なものが出するといふ手ぎわはありませんよ。こんなべらぼうなことはないです。(二二、三日前に出ているよ」と呼ぶるあり)かりに一二、三日前に出ていたとしておきますが、本当に委員会の開会を要求して、法案の審議を

して、通過いたしますように私からもお願ひをいたします。

三

とも並行的に審議のできるよう法律案を出していただくようにお願いいたします。

それからこの際ついでに——というよりも非常に大事なことですが、幸い大臣が見えておられますから……。

○春日委員長代理 古川君に申し上げますが、他の問題でありますれば、質疑の通告順に従つてやつていただきたいと存じます。関連と考えまして発言を許しましたが、関連以外の事柄は、通告をされて、順序を待つて発言を願いたいと思います。

○古川委員 それでは、黒金君の質問の順序を変更してもらいまして……。

○春日委員長代理 黒金君の発言は、本日はまだ通告されておりません。

○古川委員 大臣のおられるときにはかの人の質問が済みましたら、一つお願いいたします。

○春日委員長代理 委員長において十分考慮いたしました。

○井上委員 私、最後に大蔵大臣にお願いを申し上げておきたいのですが、やむにやまれぬ事情で非常に提案がおくれたという御説明でございました。

政府もいろいろ取り込んでおりますから、努力されたけれどもやむを得なかつたと一應私は了承いたしましたが、本件を了承するに当りましては、三十一年度予算に関係のある予算関係の法案は、予算審議の終ります前におくれて、私に自信がありますか。それとこれと交換にします。あなたは、必ず予算関係の法案は、予算審議以前に出すという確信がござりますなれば、私どもこの法案の審議に応する。大臣、その点はつきり責任が持てます。それを明確にしていただきたい。

○一萬田國務大臣 防衛費であります

その上で本案の取扱いに対する態度を社会党としてはきめます。

○一萬田國務大臣 私も今の井上さんのお考えと同じような考え方を持つておられますので、極力事務当局を督励いたします。法制局の関係も、あそこに事務が非常に幅狭している関係もありま

して、大蔵省だけというわけにもいかぬと思いませんが、極力事務当局を督励いたしまして、貴意に応ずるようになります。

○春日委員長代理 この際大蔵行政一般に関する総括質問が残っておりますから、理事会の協定に従いまして、これを通告順に許します。石村英雄君。

○石村委員 大蔵大臣にお伺いいたしましたが、大蔵大臣は、どの程度なら防衛費、軍事費というものがインフレ的傾向を著しく持つようにならない、どの程度までなら差しつかえないといふ要因についてお答えください。

○石村委員 大蔵大臣にお伺いいたしましたが、大蔵大臣の本会議における財政演説を見ますと、三十一年度の予算で財政面からのインフレ要因を厳格に排除することを目指として編成したといふ御説明でございますが、インフレ要因というものについては、いろいろ議論もあると存じます。たとえば軍事費のようなものは、それだけを取り出せばやはりインフレ要因だと言わざるを得ないのではないかと思います。お金をどんどん捨てるならば、ただ通貨が減るというだけですが、金を使つていろいろむだなものを作るということと政府もいろいろ取り込んでおりますから、努力されたけれどもやむを得なかつたと一應私は了承いたしましたが、本件を了承するに当りましては、三十一年度予算に關するに当ります前におくれて、私は自信がありますか。それとこれと交換にします。あなたは、必ず予算関係の法案は、予算審議以前に出すという確信がござりますなれば、私どもこの法案の審議に応する。大臣、その点はつきり責任が持てます。それを明確にしていただきたい。

○一萬田國務大臣 防衛費であります

しようが、こういうふうなものに対する支出がすぐインフレとは、私思つております。しかし今回の予算編成は、お考えと同じような考え方を持つておられますので、極力事務当局を督励いたしまして、貴意に応ずるようになります。

○一萬田國務大臣 これが、私がこち向を持つておることは私もそうだと思います。今日は日本のような状況下におき

て、私はインフレ的ではないと考えておるわけあります。

○石村委員 少くともインフレ的な傾向を持つていう御答弁でござりますが、大体大蔵大臣は、どの程度なら防衛費、軍事費というものがインフレ的傾向を著しく持つようにならない、どの程度までなら差しつかえないといふ要因についてお示し願いたい。

○一萬田國務大臣 その点は、やはり基本的に政治の体制といいますか、それがどうであるかと、いうことが大きな要因である。従つて、そういう政治体制からどういう経済機構になつてゐるか、あるいは財政経済政策になつてゐるか、たとえて言ひますと、非常な専制政治もやり得るような政治体制下においては、国民の生活は、そのときの権力者が自由によくもしといいますか、豊かにもし、またこれを圧縮することもできる、こういうような政治体制では、私は少々あると思う。たとえば防衛といいますか、普通の言葉でいえば軍事といいますか、その反面において、國民生活を圧縮していくと私は思う。従つて、日本においてそういうふうに政策基調としては、いわゆる言葉の意味の自由主義経済ではありませんが、本質において資本主義であり、そこに制約を受けているが自由主義をとつてゐる

国においては、やはり何といつても國の総生産、あるいは国民所得というものについて、ある程度の比率を持つことがあります。それが、その比率がどれほどかどうしても必要じゃないかと想つておられるが、その比率がどれほどか、これは私むづかしいと思っております。今日日本のような状況下におきましては、その率は低くあるべきだと

いうように考えておるわけですが、今ところではないか。しかしそれだから二%か三%というところがせいぜいのところではないか。しかしそれだからといって、それだけのものを出していいといふのではありません。いいか悪いかは具体的に検討を加えなければなりません。いかに悪いかは具体的に検討を加えなければなりませんが、せいぜいそんなところではないだろうか。これは、たとえば五ヵ年計画の策定に当つても、経企長官あたりが、せいやそんなどころではな

いだろうか。これは、たとえば五ヵ年計画の策定に当つても、経企長官あたりが、せいやそんなどころをお話しておられるが、せいやそんなどころではな

物では娘を嫁にとつてくれないから、一つごまかして売りつけようというお考えで政府保証をなさるのか、その点をはつきりおつしやつていただきたい。

○一萬田國務大臣 決してそういうわけじゃないのでありますて、やはり一応そういうものを一般に持つていただきます場合には、そういうふうな債券になれる——これは實際そういうことをおやりになればよくわかるのであります、なれるということです。消化の本質からいうと、政府保証がない債券の方が売れるとは間違いない、たしかに、売れるようになります。政府保証があるとその債券がなれるということがわけがわからぬのです。一般の人が、政府保証があると、これは債券だとかねがわかるというのか、なれるとかねとかいうのではなくて、もつとわかりやすい言葉で御説明願いたい。

○石村委員 どうも政府保証があるとだしきに間違いない、たしかに、売れるようになります。政府保証をする必要がある場合も、こうのことなんです。

○一萬田國務大臣 私どもは從来そういうことを言つておりますと、かえつて混迷いたしました。

○石村委員 これはいろいろ言葉のマジックになつてはまずいですが、結局においては、お考えのようにおとおりになつてもよからうかと思います。

○一萬田國務大臣 私どもは從来そういうことを言つておりますと、かえつて混迷いたしました。

○石村委員 大蔵大臣は予算委員会での説明で、金の活用をはかつて、日本航空の十五億あります。これはあまり長くいろいろ説明いたしますと、かえつて混迷いたしました。

○一萬田國務大臣 私どもは從来そういうことを言つておりますと、かえつて混迷いたしました。

○石村委員 これは、結局政府保証がないと売れないということになるのではないか。なれるという言葉が適當であるかどうか知りませんが、少くとも九百億といふものは、政府保証がないと消化できないのだということになると、果においてなるのではないかと私は判

断いたしますが、そうではないのです。考え方よりは、私どもは売れよくするときます場合には、そういうふうな債券になれる——これは實際そういうことをおやりになればよくわかるのであります。政府保証をする必要がある場合も、こうのことなんです。

○一萬田國務大臣 そういうような考

え方よりは、私どもは売れよくするときます場合には、そういうふうな債券になれる——これは實際そういうことをおやりになればよくわかるのであります。政府保証をする必要がある場合も、こうのことなんです。

○石村委員 売れよくするということ

は、同時に売れないと考えているとい

うことが言われるのではないですか。

○一萬田國務大臣 どういふこと

は、利子をうんと高くするとかいうよ

うな方法をすれば売れるということは

あるかと思ひますが、この一定の条件

のもとでは、政府保証をつけて初めて

葉のマジックになつてはまずいですが、

○一萬田國務大臣 これはいろいろ言葉のマジックになつてはまずいですが、結局においては、お考えのようにおとおりになつてもよからうかと思います。○石村委員 えらい回りくどくなつて、最後に同じことになつてしまつたのですが、ついでにお尋ねいたしました。

○一萬田國務大臣 私どもは從来そういうことを言つておりますと、かえつて混迷いたしました。

○石村委員 大蔵大臣は予算委員会での説明で、金の活用をはかつて、日本航空の十五億あります。これはあまり長くいろいろ説明いたしますと、かえつて混迷いたしました。

○一萬田國務大臣 私どもは從来そういうことを言つておりますと、かえつて混迷いたしました。

○石村委員 説明では、ただいま申し上げました九百億及びほかに予算総則を引っぱり出して見た関係で、日本航空の十五億あるいは借入金の十七億、東北興業の九億といふものがあるのですが、その差の民間資金の金をどこにお使いになることを予定されておるのでですか。

○一萬田國務大臣 民間資金の活用は

広い範囲を持つておるのでありますて、政府の策定しておる五ヵ年計画等を具体化していく場合、たとえば電源開発にこう、あるいは製鐵の合理化資金を始めとして設備資金等にこういうふうにやる、いろいろ策定される、そ

は、同時に売れないと考えているといふことでもあります。いわゆる金を出す以外のものはすべて民間で造船にこう、あるいは製鐵の合理化資金を始めとして設備資金等にこういうふうにやる、いろいろ策定される、そ

は、同時に出られないと考えているといふことでもあります。いわゆる金を出す以外のものはすべて民間で

造船にこう、あるいは製鐵の合理化資金を始めとして設備資金等にこういうふうにやる、いろいろ策定される、そ

は、同時に出られないと考えているといふことでもあります。いわゆる金を出す以外のものはすべて民間で

の答申を待つてはつきりしたものは出るでしようが、大蔵大臣の構想はどん、なものでございましょうか。

○一萬田國務大臣 今お話をありましたように、御質問の点につきましては、近く法案の御審議を願いまして発足をいたします、金融制度調査会にかけまして十分検討を加えなくてはなりません。従いまして、その検討を待つて、大蔵大臣としては自分の意見をきめるのが筋だと私は思っております。

しかし、ごく大まかに申せば、私の考えでは、今日多くの金融機関があまりにも同じような——たとえば無尽にしてあるいは信託にしても、それぞれの分野があつたのであります、わろんそういう分野が今日ないとは申しませんが、すべてが銀行業務を営んでおる。若干の制約はありますが、そういう形になつておる。これを今どうするといふことを私は言うのじやありませんが、そういうふうに非常にばく然としておる。これは終戦直後の混乱、特にまた経営が非常にむずかしかったこと等から、そういう困難な時期を経過する意味においていろいろな事業をやらねばならないと思ひます、こういふふうな点もあろうと思ひます。どういうふうにするかということは、調査会にかけた上できめたいと思います。

○石村委員 大蔵大臣の構想をもつと具体的にお示し願いたいと思つたのですが、委員会でやるのだからというこ

となら、それまでであります。今度の財政投融資の関係でも、例の国民金融公庫なんか、三十年度では減らされた足をいたします、中小企業金融公庫についても、一般会計からの出資が十億に振りかえられた。あるいは計から出資をやめたということになつてしまつてきておるわけですが、これはわれわれの主張では、こういふ金融機関には一般会計からの金を回すべきだというように考えております。政府は昨年の補正予算からこういう考観は、政府出資をやめたにもかかわらず、一方納付金を一億五千万円ですか、とろうとしていらっしゃる。政府出資をやめた——やめることにはわれわれ不満ですが、少くとも納付金までとらなくしていいのじやないか。これは何か適当な方法で、納付金をとらずに、国民金融公庫の資金をふやすという方法をとらるべきではないか。これは金額と問題だと思うのでお尋ねするわけですが、大蔵大臣は、こうした国民金融公庫なんかの一般会計の出資はどんどんやめてしまう、納付金はもうけが出てくればどんどん取り上げていく、社内留保に回さないというお考えですか。

○一萬田國務大臣 社内留保を納付金でとつてしまふという考観は持つておるから、それは必ず適当な割合をりません。それは必ず適当な割合を

います。政府出資は減らしましたが、資金コストはあまり上らないという公庫の実情にかんがみまして、今回は從来通り納付金を計上いたしておるわけではありません。なお貸付金利の低下に今後も極力努力しなければならぬという点につきましては、私ども全然同感でございまして、その努力をないがしろにあります。なお貸付金利の低下に今後御了承いただきたいと思います。

○石村委員 大蔵大臣もお聞きの通りだと思います。私も、実は国民金融公庫法をいろいろ読んでみまして、現在の規則では、そういうことに結論はなつておると思うのですが、しかし運用において、納付金で取らなくても済むのではないかということ、どうし

てでも今の規定では納付金として取らなければならぬということなら、国民金融公庫という性質から考えて、これを取らなくて済むような改正法を提出しなくて済むような方法が、大蔵大臣にあるのかないのかということがあります。これに対して政府出資をやめると、国民の不満はあります、相当の効果をあげておる政府の庶民機関だと思います。これに対して政府出資をやめると、国民の不満はあります、これが大蔵大臣としては考えられるべきではないかというのが、私の質問の要点なんです。規則でそのようになつておるんだから取るんだというの

○一萬田國務大臣 私は、考観は同じだと思っております。ただ形をどういふふうにするのが合理的か、利益金が、余剰というものが出ておるにかか

生すれば、私は公庫の性質から、政府が全額出資とかその他のいろいろな関係から見ても、これは納付されることは思ひません。これは予算にも余分につきましては、これを国庫に納付するという規定になつております。

○石村委員 どうも大蔵大臣は、国民金融公庫のようなものに一体どれだけ愛情を持っていらっしゃるかということがあります。その考観を聞いておるのは、大蔵大臣は、富士の八合目でミルクを飲ましてやるという大へんな愛情を持つていらっしゃるが、一般的の國民金融公庫を利用するようなものは、富士のすそ野でもうなだれて死んでおるわけで、専門家の方の御説明の必要はありません。

○一萬田國務大臣 しかし、そういうことは専門的に具体的なことをよく検討しないと——これはおそらく国会の御承認を受けたあの銀行法に基いて、金庫法をいろいろ読んでみまして、現在の規則では、そういうことに結論はなつておると思うのですが、しかし運

用において、納付金で取らなくても済むのではないかということ、どうしてでも今の規定では納付金として取らなければならぬということなら、国民金融公庫といふふうな方法を大蔵大臣としては考えられるべきではないかというのが、私の質問の要点なんです。規則でそのようになつておるんだから取るんだというの

○一萬田國務大臣 私は、考観は同じだと思っております。ただ形をどういふふうにするのが合理的か、利益金が、余剰というものが出ておるにかか

わらず、なおかつ政府がこれを取らぬという形にするのがいいのか。そうでなくして、政府の出資も今後なかなか望み得ないとすれば、政府の出資は一般会計からできませんが、預金部その他内留保に何パーセントという、そこのところを資金供給の状況の変化に応じても少し社内留保を多くすれば、余剰は出ないのでですから、そういうような考え方、それは私は合理的で、他との関係においても公平じゃないか。余剰が出ていて、それを取らぬというのによつとおかしいことになりはせぬか、こういう考え方で、お考えは同じでして、そういう点については今後検討を加えさせたいと思います。

○石村委員 考えが同じだとは大へん光榮の至りですが、しかし、実は考えが同じではない。私は、この三十一年度の予算で一億五千万円という納付金を見積っていらっしゃることが、大臣としての御配慮が足りないことをう趣旨の御質問をしておるわけなのです。考えが同じなら、三十一年度の予算に一億五千万円という納付金が載つてくるはずはありません。同じでないからこそ感つてきているのではない。大蔵大臣は、これを同じだと言われる。一億五千万円だけは少くともはつきり違うわけなのです。いかがですか。同じには絶対にならないと思ひます。現在の予算そのものを私は問題

にしておるのです。どこか予算修正でもしてお出しになるお考えですか。金財政とかいろいろ聞くのでありますけれども、要するに経済の安定というふうなものになりますと、大体生活が不幸よりも喜びが多い感じ、隣りまして、国民厚生金庫は非常に業績を上げておるのにといお話をどうぞ。私は同じようなものに対する考え方のお話をどうぞ。

○春日委員長代理 委員長より大臣に御注意申し上げますが、ただいま議題になっております金融機関は、国民厚生金庫でなくて国民金融公庫でありますから、御注意申し上げます。それでは、続いて石山櫻作君の質問を許します。石山櫻作君。

○石山委員 大臣が本会議で財政演説をやつた順序に従つておおむね質問してみたいと思います。大臣は非常に自信があつたとみえまして、鳩山内閣に列して以来、私大臣の演説を三、四回くらい聞いておるのですが、今回は一番張りもあつたし、内容も演説のうまい鳩山さんよろはうまかったような気はしております。そこで、一番悪いやうなときは大きいいたしておる。それから雇用の点も、これはいろいろと御意見もありましたが、私は、やはりいろいろな失業統計から見ると、一番悪いやうなときは一応越えたのではないかというような考え方をいたしておる。しかるに、一方物価は横ばいになつておる。これは私はいわゆるインフレなき経済の拡大と申し上げて少しも差つかえないとみえます。それでも、決して誤まりではありませんが、かねて強調しておりましたのは、「今や、われわれはなき経済の拡大が実現しつつあるといな」と思つたのは、「今や、われわれはなき経済の拡大が実現しつつあるといい、かよう思います。

○石山委員 インフレなき経済の拡大と申し上げて少しも差つかえな

言つても、決して誤まりではありません。このところで、彼はちょいと胸を張つたくらに大いに強調したわけなんですが、かねて強調しておりましたのは、このインフレなき経済の拡大という言葉がなくなりまして、それが、国家が健全財政である点においては変りはない、かよう御承認願いたい。

○石山委員 大臣は、非常に経済が安定しつつあり、国民の所得もふえた、御承認の通りであります。それで、それを一つ御説明願いたい。○萬田國務大臣 その点につきましては、まず第一に、生産が増大しておりましては、御承認の通りであります。それから内外の取引量、特に輸出は非常な伸張をしました。こういうことに基きまして、幸いに国民所得は増大をいたしておる。それから雇用の点も、これはいろいろと御意見もありましたが、私は、やはりいろいろな失業統計から見ると、一番悪いやうなときは一応越えたのではないかというような考え方をいたしておる。しかるに、一方物価は横ばいになつておる。これは私はいわゆるインフレなき経済の拡大と申し上げて少しも差つかえな

い状態が総計をされて国民の所得になるとみえます。この中で一番彼はやっぱり強調しておられたのは、「今や、われわれはなき経済の拡大が実現しつつあるといい、かよう思います。

○石山委員 インフレなき経済の拡大と申し上げて少しも差つかえな

い状態が総計をされて国民の所得になるとみえます。この中で、前にはよく均衡予算というふうなことを言われた。それが今は均

衡予算という言葉がなくなりまして、

○萬田國務大臣 私は、日本の経済

の再建は、やはり貿易に依存し、他面においては国内資源の開発にあ

る、こういうふうに考えておるのであります。しかし、まず行わなくてはな

らなのは、やはり貿易の伸張だと思

います。そして、それに基して資本の蓄積が増強されて、ここに国内資源の開発を要する資金の供給源ができる。

そういうふうに二段がまえには必ずしも参りませんが、程度的に申し上げれば、私はかような考え方をしておりまます。

○石山委員 私は貿易そのものを否定するのではないのですが、今のガットの問題等をからみ合せて見た日本の立場、資源の少い日本の立場において、貿易のみに非常に経済のウエートをかけていくとするならば、いわゆる飢餓輸出、出血輸出を余儀なくするのは当然だと思ふ。国際市場の自由市場において勝ち抜こうとするならば、やはり輸出、国民生活というものが向上し得ないままに貿易というものが振興されていく経緯を、われわれは見のがすことができない。やはり日本の将来を考え、日本の自立経済というものを念頭に置くとするならば、私はこら辺で政府諸公の頭の切りかえが求められる時期ではないか。たとえば原子力もあるありますようし、電源開発もあるありますように、新しい人造繊維の問題もわれわれに対する対しては大きくなっています。

○一萬田國務大臣 私は、国内資源の開発、特に電源の開発、あるいは食糧の増産、こういうものを大いにやることにやぶさかではないのであります。ないのであります、ちょっとと一例をとつてみると、今日食糧は、私の推

定では二千万石から二千五百万石ぐらいいのものをときによる輸入しないければならない。しかも年々百万人近い人口の増加といふものを考える場合に、この食糧を輸入に仰がずして自給するということは容易なことではございません。せいぜい人口増加の分の食糧だけでも増産ができるれば、相当な成績ではないかと思うぐらいに実は心配をいたしていいるわけあります。今日日本の産業で一番力の強い紡績にいたしましても、綿花は全部輸入しなければなりません。綿花の輸入代金をかせごうとすれば、軽工業ではいけません。造船にしても、鐵を使わない産業はありません。ところが粘結炭にしても鉱石にしても、全部輸入しなければならぬ。朝鮮を持ち、台灣を持ち、満州を持ついる——満州を持っているといふは悪いですが、満州に勢力を持っている情勢とは、日本の経済情勢は一変していります。こういうふうに考えておるわけであります。これはどうしても輸出の増大をはかりつつ、同時に国内資源の開發をやっていく、こういう以外に行く道はないと私は思います。

○石山委員 特需依存を廃して自立経済に達するための貿易の増大。そうしますと、文化と経済は国境を越えるし、思想を土台にしないものであるとなれば、後進国の日本としては、外国の生活、外國の文化などにはとてもとても何十年たっても追いつけないと、いう現象を見ざるを得ないのでない。ならば、後進国の日本としては、外國の生活、外國の文化などにはとてもとても何十年たっても追いつけないと、いう現象を見ざるを得ないのでないのかと私は思うのですが、この点、大臣はどういうふうに考へているか。

○一萬田國務大臣 私は、国内資源の開発、特に電源の開発、あるいは食糧の増産、こういうものを大いにやることにやぶさかではないのであります。

○石山委員 と貿易をはからうとする努力をしないか。特に日本の財政経済、大臣は大へん御自慢なさっているけれども、これは、小さい目の前の範囲を見て言つておることでございまして、終戦のあと

であつて、一つのレベルから経済、財政を論じてみたならば、日本はやはりそんなに優位なものではない、比較論にすぎないと思います。そうちますと、この窮乏に目をふさいで、近隣の大きな国々との貿易の拡大をはからなければなりません。せいぜい人口増加の分の食糧だけでも増産ができるれば、相当な成績ではないかと思うぐらいに実は心配をいたしていいるわけあります。今日日本の産業で一番力の強い紡績にいたしましても、綿花は全部輸入しなければなりません。綿花の輸入代金をかせごうとすれば、軽工業ではいけません。造船にしても、鐵を使わない産業はありません。ところが粘結炭にしても鉱石にしても、全部輸入しなければならぬ。朝鮮を持ち、台灣を持ち、満州を持ついる——満州を持っているといふは悪いですが、満州に勢力を持っている情勢とは、日本の経済情勢は一変していります。こういうふうに考えておるわけであります。これはどうしても輸出の増大をはかりつつ、同時に国内資源の開

開発の基幹をなすものだとわれわれはを担当する大臣としては努力が足りないよう私思ひうるのでござりますが、その点はいかがござりますか。○一萬田國務大臣 大きな国との貿易の拡大をはからるのはどういうわけかといふ、その大きな国とはどこですか。

○石山委員 お隣です。あの大きなお隣の国が目につかないから、私は困ると言ふのです。○一萬田國務大臣 今日、共産圏の国ですか、こういうふうに世界が分かれていますことは、私自身としても人類の不幸だと思います。従いまして、ほんとうにみんなが仲よくして商売もできることが望ましい。ところが、今日はそれがあまりにも政治的にある。いわゆる政治的に解決しないと簡単にそうすることが行えないという事態にあるのでござります。今後ソ連なりあるいはまた中共なりの国際的な情勢も変り、また中華人民共和国の関東以南の人々がおくれた東北としては恵まれていて解釈しております。その場合において、たとえば東北といふような特殊な土地についてやりながら、それで若干よくなれば、すぐ芽をつむ、そういうことを避けなければならぬことは、私も同じ考え方です。今の具体的な税のこととは私存じませんので、調べてみましょう。

○石山委員 河流増の問題は、御調査をすればちゃんとあるわけございません。そういう風評があるだけに、政府が形だけを見せておいて、すぐに芽をつんでしまう。こういうことを私は申し上げるので、これは案文としてまだ出ておりません。ですから、皆さんがどういう名称で、どういう考案で出すかは知りませんけれども、そういうことであつてはならぬと言うのでござります。たとえば電源開発に例をとつても、せつからく政府では開発してやろうと言ひながら、芽が出ると、つかま政府は、そこが悪いといって、そこが均衡を欠くからといって、財政投融資その他の形を見せておきながら、

○石山委員 私もう少し伺いたいのですが、これは別ですが、ただ現実のところとしては、なかなか思うようにいかないというふうに申し上げるよりはかないと思います。日本との関係も今後政治的に変つてくることになります。たとえば、これは別ですが、ただ現実のところとしては、なかなか思うようにいかないというふうに申し上げるよりはかないと思います。日本との関係も今後政治的に変つてくることが行えないという事態にあるのでござります。今後ソ連なりあるいはまた中共なりの国際的な情勢も変り、また中華人民共和国の関東以南の人々がおくれた東北、北海道といふような一へんしか耕しえない土地は、一生かかるまで二生かかっても、こっちの関東以南の人々と同じ生活はできないと思ひます。しかも政府は、そこが悪いといって、そこが均衡を欠くからといって、財政投融資その他の形を見せておきながら、

○春日委員長代理 大臣に対する一般質問はひとまずこれにとどめ、ただいまううちから、養分を吸い上げていく。それでは、東北、北海道のようなどこかに、一つよろしく。

○横山委員 最初に大臣にちょっとと

お聞きしたいと思います。たとえば東北には特別な半政府機関を置いてお開発の用意を示しておるのでございまして、たまたま実例があるのでございまして、最近東北には割合に工場誘致が進んでおるようございます。これだけがおくれた東北としては恵まれていて解釈しております。その場合において、たとえば東北といふような特殊な土地についてやりながら、それで若干よくなれば、すぐ芽をつむ、そういうことを避けなければならぬことは、私も同じ考え方です。今の具体的な税のことは私存じませんので、調べてみましょ

う。

○一萬田國務大臣 今の税金でとるといふことは、固定資産税ですか。

○石山委員 流量でとる。

○一萬田國務大臣 私はよく聞いておられますが、一方で財政投融資等で、たとえば東北といふような特殊な土地についてやりながら、それで若干よくなれば、すぐ芽をつむ、そういうことを避けなければならぬことは、私も同じ考え方です。今の具体的な税のことは私存じませんので、調べてみましょ

二、三点だけ伺つておきたいと思います。先般来より税の問題について継続して聞いておるのでございますが、大臣に二、三点重要な点だけを質問して、あと事務局にお伺いいたしたいと思います。

私が先般來質問して参りましたのは、大臣のお約束を中心にして、そのお約束に準拠して質問をしてきたわけです。そのお約束と、いうのは、一つには税の公平、税の簡素化、それから中小企業に対する減税、こういう点について質問を継続して参りました。そうして先般行き着きましたのが、具体的な問題としては轻油税であつたわけであります。その轻油税を大臣の公約に関する議論をして考えますと、まだ簡素化といつては、用途別免税といふ点において是非常な違いを見せるのであります。ある業界なり、あるところからは税金をとらない、たとえば農業用機械からはとらない、あるいはまた輸出用からはとらない、こういふふうにとらない分と、一キロリットル当たり六千円とする分と両方できます。それによって、石油業界の特約店、そこからとのだどうありますかが、そこは非常な問題点が起るところであります。切符の横流し、免稅轻油の横流し、こ

ういう問題が必ず発生をする、そういう税の徴収は非常に困難になるという点は、技術的に、あなたが先般米約束せられたところと、いふん逆行をいたしました。この点について大臣はどうお伺いなつておるか、まさに戦争中の問題が、さらにここに十年たつて重ねて発生するということであります。それからもう一つは、不公平といふ点であります。この不公平という点に

については、自動車用の税金を下げるから、ここで公平が期せられるのだといふ累次の答弁もありました。しかしこの問題については、二十八年の答申によつて、不公平があるというために片一方の自動車税を上げ、そこで国会は解消をしたとしております。従つて不公平論は、一たん国会において解決をしておりました。今回の國税及び地方税を通じて一番直接に増税になるのが、この輕油税であります。三公社五現業に対する固定資産税とか、そのほかの問題については、これは間接的増税といつてあります。しかしだつこそ、これが中小企業に対する増税なの問題であります。先般あなたに御質問をおられましたが、お話をいたしましたときに私は中小企業に対する減税などをする減税問題については何一つできませんでした。おもお詳しいことは主税局長がおりません、そういう点について、こまかにおおお詳しいことは主税局長がおりませんが、どういふふうに考えておられるわけであります。従いまして、この程度の課税はやむを得ない、こう言つて切言をいたしました。あなたもその答弁に迷われたのです。しかしながら、そこにお互いの意見の相違があるにいたしましたのも、中小企業の増税という問題が、軽油税に関してだけは、明確にあなたの約束の範囲内に反して参つたわけではありません。この点について、あなたは言つておられた責任をおどりにならなければならぬと私は思うであります。中小企業の減税ということをほんとうに実現するに准拠して僕は質問をしているのですが、だから、さよう御承知願いたいと思うのです。しかしながら、この点について、あなたはお話を、論理としておつたとえはディーゼル自動車とガソリン自動車については解決をした、こういふ点は一つですが、これもできるだけ公平にしたわけで、従いまして農業用、漁業用のものについて課税をしないとか、あるいは税額については、一方ガソリン税との間の公平を考える。もちろんこのようなように公平を考えると、どうしてもこれは特殊的な考え方になると考へます。それでもこれは不公平である場合もあり、これについてよほど苦

心が要るところであります。いずれにしても、一方非常に特殊性を認めれば、どうしても若干はある程度簡素化とは反するようにならうかと思います。これはやむを得ないところだと思います。なお中小企業の問題であります。なつて、これについても、できるだけ努力しておるわけですが、何分今まで遊覧バス等を、こんなにたつておられるわけであります。従いまして、この程度の課税は非常に多く、遊覧バス等を、こんなにたつておられるわけがあります。従いまして、この程度の課税はやむを得ない、こう言つて切言をいたしました。あなたが大臣としておなりになつてから、中小企業には減税をする、こういう固いお約束をされたことが、今日減税ができていません。なつて、この程度の課税はやむを得ない、こう言つて切言をいたしました。あなたが大臣としておなりになつてから、中小企業には減税をする、こういう固いお約束をされたことが、今日減税ができていません。なつて、この程度の課税はやむを得ない、こう言つて切言をいたしました。あなたが大臣としておなりになつてから、中小企業には減税をする、こういう固いお約束をされたことが、今日減税ができていません。なつて、この程度の課税はやむを得ない、こう言つて切言をいたしました。昨年あなたのお意に反して、国会は小五%にしました。あなたが大臣として中小企業に対する税制をはじめるに当つて、一番最初にやられたのは増税なのです。しかもそれが、軽油あるいは自動車産業並びに交通業界に与える影響というものはかり知れがたいものがあるので、その点について、あなたは責任をおどりにならなければならぬと私は思うであります。中小企業の減税ということをほんとうに実現するに准拠して僕は質問をしているのですが、だから、さよう御承知願いたいと思うのです。しかしながら、この点について、あなたはお話を、論理としておつたとえはディーゼル自動車とガソリン自動車については解決をした、こういふ点は一つですが、これもできるだけ公平にしたわけで、従いまして農業用、漁業用のものについて課税をしないとか、あるいは税額については、一方ガソリン税との間の公平を考える。もちろんこのようなように公平を考えると、どうしてもこれは不公平である場合もあり、これについてよほど苦

心が要るところであります。いずれにしても、一方非常に特殊性を認めれば、どうしても若干はある程度簡素化とは反するようにならうかと思います。これはやむを得ないところだと思います。なお中小企業の問題であります。なつて、これについても、できるだけ努力しておるわけですが、何分今まで遊覧バス等を、こんなにたつておられるわけであります。従いまして、この程度の課税はやむを得ない、こう言つて切言をいたしました。昨年あなたのお意に反して、国会は小五%にしました。あなたが大臣として中小企業に対する税制をはじめるに当つて、一番最初にやられたのは増税なのです。しかもそれが、軽油あるいは自動車産業並びに交通業界に与える影響というものはかり知れがたいものがあるので、その点について、あなたは責任をおどりにならなければならぬと私は思うであります。中小企業の減税ということをほんとうに実現するに准拠して僕は質問をしているのですが、だから、さよう御承知願いたいと思うのです。しかしながら、この点について、あなたはお話を、論理としておつたとえはディーゼル自動車とガソリン自動車については解決をした、こういふ点は一つですが、これもできるだけ公平にしたわけで、従いまして農業用、漁業用のものについて課税をしないとか、あるいは税額については、一方ガソリン税との間の公平を考える。もちろんこのようなように公平を考えると、どうしてもこれは不公平である場合もあり、これについてよほど苦

心が要るところであります。いずれにしても、一方非常に特殊性を認めれば、どうしても若干はある程度簡素化とは反するようにならうかと思います。これはやむを得ないところだと思います。なお中小企業の問題であります。なつて、この程度の課税はやむを得ない、こう言つて切言をいたしました。昨年あなたのお意に反して、国会は小五%にしました。あなたが大臣として中小企業に対する税制をはじめるに当つて、一番最初にやられたのは増税なのです。しかもそれが、軽油あるいは自動車産業並びに交通業界に与える影響というものはかり知れがたいものがあるので、その点について、あなたは責任をおどりにならなければならぬと私は思うであります。中小企業の減税ということをほんとうに実現するに准拠して僕は質問をしているのですが、だから、さよう御承知願いたいと思うのです。しかしながら、この点について、あなたはお話を、論理としておつたとえはディーゼル自動車とガソリン自動車については解決をした、こういふ点は一つですが、これもできるだけ公平にしたわけで、従いまして農業用、漁業用のものについて課税をしないとか、あるいは税額については、一方ガソリン税との間の公平を考える。もちろんこのようなように公平を考えると、どうでもこれは不公平である場合もあり、これについてよほど苦

心が要るところであります。いずれにしても、一方非常に特殊性を認めれば、どうしても若干はある程度簡素化とは反するようにならうかと思います。これはやむを得ないところだと思います。なお中小企業の問題であります。なつて、この程度の課税はやむを得ない、こう言つて切言をいたしました。昨年あなたのお意に反して、国会は小五%にしました。あなたが大臣として中小企業に対する税制をはじめるに当つて、一番最初にやられたのは増税なのです。しかもそれが、軽油あるいは自動車産業並びに交通業界に与える影響というものはかり知れがたいものがあるので、その点について、あなたは責任をおどりにならなければならぬと私は思うであります。中小企業の減税ということをほんとうに実現するに准拠して僕は質問をしているのですが、だから、さよう御承知願いたいと思うのです。しかしながら、この点について、あなたはお話を、論理としておつたとえはディーゼル自動車とガソリン自動車については解決をした、こういふ点は一つですが、これもできるだけ公平にしたわけで、従いまして農業用、漁業用のものについて課税をしないとか、あるいは税額については、一方ガソリン税との間の公平を考える。もちろんこのようなように公平を考えると、どうでもこれは不公平である場合もあり、これについてよほど苦

をとることになりました。御存じのように、私鉄は前から無税であります。この機会に、偶然にも交通関係の燃料について軽油税を取ることになるわうけであります。これは、いろいろな経過をたどってきた。偶然とは言えましようけれども、一般庶民から見ますと、理屈が合わない、こういうような議論が起つておるわけであります。この点についてどういうふうに御説明をなさるか、まずお伺いをいたします。

○渡邊政府委員 電気ガス税につきまして、みんな問題が地方税でありますから、あるいは自治府の奥野税務部長からお答えした方がいいかと思いますが、一応私の御指名がありましたから、お答えいたします。電気ガス税につきまして、今度改正案を出しておりますのは、私鉄の使う電気で、交通機関のための電気は従来免稅になつております。今度改正しようとしておは、國鉄の使う電気であります。従来機関のための電気といいますか、電車を動かすための電気については、電気ガス税を取るのをやめようという改正案が出ているわけであります。電気ガス税の課税をどういう対象に持つていくかという点について、國鉄について議論のあるところでございますが、從来私鉄について負けていた、従つて同じような意味において、國鉄についても、電気機関車を動かすための電気は、電気ガス税の対象からははずそうという改正をしているわけであります。

もう一つの問題としてお話しになつております軽油税、これは先ほど大臣に対してもお答えいたしましたが、われわれは、やはりこれが地方財政の窮乏に

対して非常に大きなプラスになるのではないか。その意味は、現在片方ではありませんか。道路の五カ年計画をこれわれの方は、道路の五カ年計画を持つていまして、揮発油税の財源をこれに充ててある。揮発油税の収入があれば、この仕事の量はどんどんふえていくわけです。現在の状況でござりますと、どうしてもそれの見合いで使いまして、それを穴埋めしなければなりません。さらに地方といたしましては、五カ年計画以外の道路についても、やはり仕事をしていかなければなりません。さるに地方といたしましては、自分の独自の財源——従来の地方道路税だけでは足りませんで、独自の財源を使いまして、それを穴埋めしなければなりません。さらには、そのために、一般会計の方から相当大きく道路財源に金をつぎ込んでおります。従いまして、軽油税によってそこばくかの財源——まだならないので、そのためには、一般会計の私鉄については、あなたも私もよく承知しておりますけれども、國鉄、私鉄については、燃料の電気ガス税の税金がただである、バス、トラックの燃料については増税をする、こういう点については、一般国民としては納得ができないという方は、もつともなことです。それからあなたの権衡論については、私議論がございます。が、今ここでは申し上げません。ただ一般会計からこの目的税創設によつての見通しを出してもらいたいと思ひます。どうもお話によると、転嫁できるという議論と、もう一つは、もうかかるかといふうに転嫁されるかといふ点について、業界なり、どこへどううふうにこの税金が吸い込まれて、それが吸収できるかといふ点について、業界なり、どこへどううでなければこれが企業内で吸収できることになります。それからあなたの大臣が、今までございましたが、そこばくかの財源を得ますれば、一般会計の方はそれだけ道路につきましては、今度改正案を出しております。

○横山委員 経過がどういうふうにございましたか。従来の揮発油税の予算の算出の数字であります。ガソリン税の今日までの状態と、三十一年度は相当国会でもつて修正されまして、減額されましたので、そのときの話としましては、どうしてもやはり自動車税を取りますと、動かない自動車と動く自動車とそのバランスがとれない、こういうような御意見が相当強かつたと、どうも揮発油の場合とバランスがとれないのではないか、こういったような結論から、今回のような御提案を申し上げたような次第でござります。

○横山委員 経過がどういうふうにございましたか。従来の揮発油税の予算の算出の数字であります。ガソリン税の今日までの状態と、三十一年度は相当国会でもつて修正されまして、減額されましたので、そのときの話としましては、どうしてもやはり自動車税を取りますと、動かない自動車と動く自動車とそのバランスがとれない、こういうような御意見が相当強かつたと、どうも揮発油の場合とバランスがとれないのではないか、こういったような結論から、今回のような御提案を申し上げたような次第でござります。

○横山委員 経過がどういうふうにございましたか。従来の揮発油税の予算の算出の数字であります。ガソリン税の今日までの状態と、三十一年度は相当国会でもつて修正されまして、減額されましたので、そのときの話としましては、どうしてもやはり自動車税を取りますと、動かない自動車と動く自動車とそのバランスがとれない、こういうような御意見が相当強かつたと、どうも揮発油の場合とバランスがとれないのではないか、こういったような結論から、今回のような御提案を申し上げたような次第でござります。

○横山委員 経過がどういうふうにございましたか。従来の揮発油税の予算の算出の数字であります。ガソリン税の今日までの状態と、三十一年度は相当国会でもつて修正されまして、減額されましたので、そのときの話としましては、どうしてもやはり自動車税を取りますと、動かない自動車と動く自動車とそのバランスがとれない、こういうような御意見が相当強かつたと、どうも揮発油の場合とバランスがとれないのではないか、こういったような結論から、今回のような御提案を申し上げたような次第でござります。

○横山委員 経過がどういうふうにございましたか。従来の揮発油税の予算の算出の数字であります。ガソリン税の今日までの状態と、三十一年度は相当国会でもつて修正されまして、減額されましたので、そのときの話としましては、どうしてもやはり自動車税を取りますと、動かない自動車と動く自動車とそのバランスがとれない、こういうような御意見が相当強かつたと、どうも揮発油の場合とバランスがとれないのではないか、こういったような結論から、今回のような御提案を申し上げたような次第でござります。

昭和三十一年二月二十五日印刷

昭和三十一年二月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局